



青森県報

第二千七十二号

平成十四年九月十一日(水曜日)

目次

規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則……………一

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……二

生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二

生活保護法による指定医療機関の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二

種畜の臨時検査の施行……………(畜産課) ……二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……三

公 告

平成十五年度刊行青森県史製作業務委託に係る一般競争入札……………(文化・スポーツ振興課) ……三

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……五

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(中南部農林水産事務所) ……六

道路の位置の指定……………(むつ県土整備事務所) ……六

規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第六十七号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成八年十二月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第七条第十一号」を「第七条第十二号」に、「同条第十二号」を「同条第十三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------------|----------|
| 板垣矯正歯科 | 青森市新町二丁目一三の七和田ビル三階 | 平成一四・七・四 |

青森県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------------|-------------------------------------|------------------|
| メンタルクリニックさくらだ | 弘前市大字和泉二丁目七の二三 | 平成一四・七・五 |
| 板垣矯正歯科 | 青森市古川二丁目一の二三 | 一四・七・三 |
| 白銀コスモ歯科医院 | 八戸市大字白銀町字小沼一の三 | 一四・八・四 |
| アイン薬局十和田店 | 十和田市西十二番町一の一五 | 一四・八・一 |
| サカ工業局金木つつじ調剤薬局 | 北津軽郡金木町大字金木字菅原二二 上北郡七戸町字影津内九八の二六 | 一四・八・六 一四・八・一 |

青森県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

| 区分 | 名 称 | 所 在 地 | 変更年月日 |
|-----|---------------|------------------|----------|
| 変更前 | 村井内科医院 | 八戸市吹上三丁目五の三 | 平成三・三・二五 |
| 変更後 | 医療法人村井内科クリニック | 同上 | 同上 |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局 | 青森市大字大野字山下一七七の八五 | 一三・二・一 |
| 変更後 | 同上 | 青森市金沢四丁目一六の二八 | 同上 |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局 | 同上 | 同上 |
| 変更後 | 同上 | 青森市金沢四丁目一六の二八 | 一四・七・一 |

青森県告示第四百三十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する牛

二 検査期日及び検査場所

| | |
|-----------|---------------------------|
| 検査期日 | 検査場所 |
| 平成一四・九・二四 | 上北郡野辺地町字枇杷野五一 青森県畜産試験場 |

青森県告示第四百三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年一月二十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十四年九月二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで車力村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

西津軽郡車力村大字車力字花林六五
車力村

2 代表者の住所及び氏名

西津軽郡車力村大字富范字藪分一五
車力村長 成田佐太郎

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡車力村大字富范字屏風山一番一七七八から一番一七六八に至る地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・四九七メートル）にお

ける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 西津軽郡車力村大字富范字屏風山の砂帯四等三角点（基点）「X」P

ラス一〇七、九九四・一、Y＝マイナス四二、八七九・八七、標高〃

三九・五一」から二五四度〇〇分五二・六〇〇メートルの地点

の地点 の地点から二七六度〇〇分一九五・五メートルの地点

の地点 の地点から六度〇〇分六五・〇メートルの地点

の地点 の地点から二七六度〇〇分五・〇メートルの地点

の地点 の地点から六度〇〇分二・〇メートルの地点

の地点 の地点から九六度〇〇分二一・〇メートルの地点

の地点 の地点から一八六度〇〇分五七・〇メートルの地点

の地点 の地点から九六度〇〇分三五・〇メートルの地点

の地点 の地点から六度〇〇分三〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から九六度〇〇分三五・〇メートルの地点

の地点 の地点から三三度三〇分四二・〇メートルの地点

の地点 の地点から七度三〇分五一・〇メートルの地点

の地点 の地点から三五四度〇〇分三〇・八メートルの地点

の地点 の地点から三四二度三〇分二〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から七二度〇〇分二七・五メートルの地点

の地点 の地点から七度〇〇分七九・〇メートルの地点

の地点 の地点から九六度〇〇分八一・五メートルの地点

面積 二九、五一四・三八平方メートル

公 告

平成十五年度刊行青森県史製作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の六の規定により公告する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次の1から3に掲げる業務の委託

- 1 平成十五年度刊行 『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係史料』
- 2 平成十五年度刊行 『青森県史 資料編 近世8 学芸関係』
- 3 平成十五年度刊行 『青森県史 資料編 近現代3 「大國」と「東北」の中の青森県』

二 業務内容 入札説明書による。

三 履行期限 平成十六年三月三十一日

四 納入場所 青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県史編さん室

五 入札方法

一の1から3に掲げる件名ごとにそれぞれ入札に付する。

六 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号(物品等の競争入札参加資格)、平成十四年一月九日青森県告示第七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

七 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所及び入札説明書の交付の場所

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県史編さん室

電話 〇一七・七三四・九二四〇

- 2 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県史編さん室

電話 〇一七・七三四・九二四〇

- 3 入札書の提出期限

平成十四年十月八日 午後四時四十五分

4 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟三階 中会議室

(二) 日時

平成十四年九月二十五日 午前十時

5 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟三階 中会議室

(二) 日時

平成十四年十月十日 午前十時

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金
免除する。

- 2 契約保証金

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第一百五十九条の規定による。

九 保証人

契約を締結するときは、契約者をして、その者と同等以上の資格及び能力を有すると認められる保証人を立てさせるものとする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十二 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部文化・スポーツ振興課長に提出しなければならず、

また、開札日の前日までに当該調書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY:

1 Service to be required:

(1) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture, Middle Ages vol.1 published in the 2003 fiscal year, regarding the Nanbu family and People

(2) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture, Early Modern Times vol.8 published in the 2003 fiscal year, regarding Early Modern Thought, Education and Literature of Aomori People

(3) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture, Modern Times vol.3 published in the 2003 fiscal year, regarding the Taisho Era, under the Influences of the Japanese Imperialism and Tohoku Region

2 Delivery period:

By March 31,2004

3 Time limit for tender:

4:45 P.M. October 8,2002

4 Contact point for the notice:

Management Section

Culture and Sports Promotion Division (Prefectural History Compiling Office)

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori, 030-8570

JAPAN

TEL. 017-734-9240

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）柳川ショッピングセンター

青森市柳川二丁目四の二二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

青森市柳川二丁目四の二二

代表取締役 小笠原金哉

三 青森市の意見の概要

当該店舗への進入経路として想定しているルート付近は住宅地となっており、来客自動車が入り、住環境へ大きな影響を与えようと考えられる。

特に開業時及び売出期間中は、主要交差点で予想以上の渋滞が発生するものと見込まれることから、自動車による当該店舗までの進入経路の分散化・明確化策として、次に掲げる実効性のある措置を講ずること。

1 「大規模小売店舗までの経路」「道路の渋滞予想」「駐車場出入口の位置」「公共交通による来店」について、折り込みチラシ等により事前に来店者への情報等の提供を行うこと。

2 出入口二の出入については案内板等で表示することとしているが、主要交差点ポイントにおいても、大規模小売店舗までの経路を示す看板を設置し、駐車場出入口付近には、出入口がある旨の看板を設置すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

- 1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所
- 2 期間
平成十四年九月十一日から同年十月十一日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年九月十一日

中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所 長 小 野 祐 司

| | | | |
|-------------------|--------|-------------------|-----------|
| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
| 理事 | 今井 章也 | 南津軽郡平賀町大字町居字西田一六〇 | 平成十四・七・二五 |

むつ県土整備事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月十一日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

| | | | |
|------------|-----------|----------------------|-----------|
| 位 置 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年 月 日 |
| むつ市松原町二五の八 | 七九・二二メートル | 六・〇〇メートルから六・一五メートルまで | 平成十四・八・二五 |

| | |
|-----------------------|----------------------------------|
| 発行所・発行人 | 印刷所・販売人 |
| 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県 | 青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社 |

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭